

国民健康保険税賦課限度額改定の考え方

- ① 賦課限度額は、法定限度額のとおり設定する。

○法定限度額及び川越市賦課限度額（平成30年度課税分）

	法定限度額（改定内容※）	川越市限度額	差額
① 基礎課税額分	58万円（4万円増）	54万円	▲4万円
② 後期高齢者支援金等課税額分	19万円（改定なし）	19万円	なし
③ 介護納付金課税額分	16万円（改定なし）	16万円	なし
合計	93万円	89万円	▲4万円

※法定限度額は、平成30年3月31日公布の地方税法施行令の改正により改定。

- 法定限度額及び川越市賦課限度額の推移は、別紙「川越市国民健康保険税の税率等の推移」のとおり。

- 「埼玉県国民健康保険運営方針」における位置づけ

平成29年度に策定され、平成30年度から運用されている埼玉県国民健康保険運営方針（別紙 同方針抜粋）では、賦課限度額は法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指すとしている。

○県内市の賦課限度額の状況（平成30年度課税分）

賦課限度額	該当市数	改定を予定している年分
93万円（法定限度額）	2市（5.0%）	—
89万円 川越市該当	29市（72.5%）	平成31年度分 29市
88万円以下	9市（22.5%）	平成32年度分以降 3市 未定 6市
合計	40市	平成30年5月10日現在 （平成30年4月川越市調査）

川越市国民健康保険税の税率等の推移

年度	基礎課税(医療保険)分				後期高齢者支援金等分 (平成20年度から)				介護納付金分 (平成12年度から) 40～64歳				年度	合計(医療+支援金+介護)						
	税率 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	法定限度額 (万円)	税率 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	法定限度額 (万円)	税率 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	法定限度額 (万円)		税率 (介護あり) (%)	均等割額 (介護あり) (円)	税率 (介護なし) (%)	均等割額 (介護なし) (円)	限度額 (万円)	法定限度額 (万円)	
H11	7.80 (S62～)	9,600 (H3～)	42 (H3～)	53									H11			7.80 (S62～)	9,600 (H3～)	42 (H3～)	53	
H12	↓	↓	↓	↓					1.00	7,600	7	7	H12	8.80	17,200	↓	↓	↓	55	60
H13	↓	↓	↓	↓					↓	↓	↓	↓	H13	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H14	9.55	14,100	51						1.40	9,000		↓	H14	10.95	23,100	9.55	14,100	58	↓	
H15	↓	21,150	53						↓	↓	↓	8	H15	↓	30,150	↓	21,150	60	61	
H16	↓	28,200										↓	H16	↓	37,200	↓	28,200		↓	
H17	↓											↓	H17						↓	↓
H18	↓			↓								9	H18							62
H19	↓		↓	56								↓	H19							65
H20	7.35	21,800	41	47	2.20	6,400	12	12				↓	H20							68
H21	↓		↓	↓			↓	↓				10	H21							69
H22	↓		44	50							8	↓	H22						64	73
H23	↓		47	51			↓	14			10	12	H23						69	77
H24	↓		49	↓			13	↓			11	↓	H24						73	↓
H25	↓		51	↓			14	↓			12	↓	H25						77	↓
H26	↓		↓	↓			↓	16			↓	14	H26						↓	81
H27	↓		↓	52			16	17			14	16	H27						81	85
H28	↓		52	54			17	19				16	H28						85	89
H29	↓		54	↓			19	↓				↓	H29						89	↓
H30	↓		↓	58	↓		↓	↓			↓	↓	H30	↓	↓	↓	↓	↓	↓	93

※太字は最終改訂(実質的な最終改訂含む)。

(2) 市町村ごとの納付金の算定方法

医療費水準（ α の設定の仕方）

納付金には医療費水準を反映します（ $\alpha = 1$ ）。

所得水準（ β の設定の仕方）

応能分、応益分の配分を決定する所得水準は、
「 $\beta = \text{本県一人当たり所得} / \text{全国平均一人当たり所得}$ 」とします。

賦課限度額

賦課限度額は、法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指します。

保険税の軽減割合

低所得者対策の充実を図るため、法定軽減割合を拡大（7割・5割・2割軽減）し、どこに住んでいても同じ法定軽減割合となることを目指します。

(3) 保険者努力支援制度の都道府県分の扱い

- 新制度では、運営安定化や医療費適正化に係る都道府県や市町村の努力に応じて、インセンティブ（交付金）が与えられます。
- 都道府県分については、県が定めた指標により、市町村の努力に応じて重点配分し、インセンティブを付与することとします。
- 配分額は、各市町村の納付金から差し引きます。